

平成23年 9月 9日
(照会先)
リスク・コンプライアンス部長 寺沢 徹
コンプライアンスグループ長 森末 堅
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

平成23年9月9日付で職員の制裁を行いましたので公表します。

事案	被処分者	制裁内容	事案の概要
1	所属 武蔵野年金事務所 職位 課長 40代 男性	停職 (12日)	① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書(2件(1名様分))の処理を、再三の問い合わせがあったにもかかわらず、約1年3月間、放置していた。 また、この放置を隠ぺいするため、国民年金保険料納付猶予申請承認通知書を偽造し、発行した。 ② 国民年金保険料クレジット納付申出書(1件)の処理を、再三の問い合わせがあったにもかかわらず、約3年1月間、放置していた。
2	所属 兵庫事務センター 職種 一般職 30代 男性	停職(6日)	年金記録の業務目的外閲覧を行った。
3	所属 厚木年金事務所 職種 准職員 50代 男性	停職(6日)	年金記録の業務目的外閲覧を行った。
4	所属 大阪第1記録突合センター 職種 特定業務契約職員 60代 男性	戒告	自己の年金記録の業務目的外閲覧を行った。

注1 被処分者の所属、職位(職種)及び年齢は、行為時のもの。

注2 准職員は、正規職員と同等な業務を行う有期雇用職員。

注3 特定業務契約職員は、特定の業務に従事する有期雇用職員。